

諮問庁：独立行政法人製品評価技術基盤機構

諮問日：平成29年1月12日（平成29年（独情）諮問第2号）

答申日：平成29年10月16日（平成29年度（独情）答申第33号）

事件名：製品安全センターが事故情報データベースで公開している事故情報のうち特定年度番号に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年度番号に関する報告書及び関係資料、折り曲げ試験方法及び装置、フーリエ変換赤外分光計及びX線回折各種試験方法結果、不良率の数字などの企業からの資料」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「製品安全センターが事故情報データベースで公開している事故情報のうち、特定年度番号に関する法人文書一式」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年9月15日付け平成28・08・16評基第005号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求の趣旨

特定年度番号の情報開示の関連資料の行った開示内容枚数の不足や開示内容が黒塗りで、事故品の原因不明が判明されない。開示内容の黒塗りの法律的な理由も記載されていない。また、特定消費生活センター経由の情報公開した内容と機構との内容が一致しなかった。メールや電話連絡もしたが、打ち合わせて連絡すると約束したが連絡不通になった。

（2）審査請求の理由

特定年度番号の関連資料より、事故品の原因が、商品の設計ミスや製造ミスとして調査依頼した被害者の主張と差異がある。販売元への事故品の代金返還や製造物責任法による補償を求める正当性がある事故だと

考える。

第3 諮問庁の説明の要旨

平成28年8月16日に受け付けた法人文書開示請求書の記載内容について精査した結果、法9条に基づき、開示することを決定した。

そのうち、一部不開示とした考え方は以下の通り。

- ① 被害者の年齢及び身体的被害の具体的内容を識別することができる情報は、法5条1号に該当するため不開示とする。
- ② 国及び国に準ずる機関以外の事業者であって、事故品の製造事業者以外の事業者に関する情報は、法5条2号イに該当するため不開示とする。
- ③ 同種事故についての情報は、法5条3号に該当するため不開示とする。
- ④ 調査担当者の氏名は、法5条4号に該当するため不開示とする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年1月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月6日 審議
- ④ 同年8月1日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年9月11日 審議
- ⑥ 同年10月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

(1) 本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号及び4号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

(2) 審査請求人は原処分の取消しを求めるところ、諮問庁の理由説明書（上記第3）は原処分の概要のみの記載であることから、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件諮問の趣旨について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件の審査請求書では「開示内容枚数の不足や開示内容が黒塗りで、事故品の原因不明が判明されない」等として原処分の取消しが求められており、また「黒塗りの法律的な理由も記載されていない」、「連絡不通になった」とも記載されているが、原処分において不開示とした部分とその理由については法人文書開示決定通知書の記載により通知済みであるとともに、審査請求人からの問合せに対しては常に受ける体制としている。

イ 審査請求人からの問合せは、原処分における不開示部分のうち、事故原因の調査に係る情報が記載された部分について重ねて開示を求め

るものであり、諮問庁は、該当の各部分について不開示とした個別理由（法5条2号イ，3号及び4号に該当すると判断）を改めて説明しているが、審査請求人の納得は得られていない。

ウ なお、被害者に関する情報が記載された部分（法5条1号に該当すると判断）については審査請求人から特に言及はなく、上述した審査請求書（上記第2）の記載からも、当該部分の開示は争われていないものと推測される。

エ 諮問庁としては、原処分において本件開示請求の対象として本件対象文書を特定したこと及び審査請求人が開示すべきとする各部分を不開示としたことはいずれも妥当であると判断し、諮問を行うものである。

(3) 本件審査請求は、本件対象文書の外にも本件請求文書の開示請求の対象として特定すべき文書があるはずであると主張するとともに、本件対象文書の不開示部分のうち上記(2)イで説明された事故原因の調査に係る情報が記載された部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めるものと解されるので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について判断することとする。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定に係る判断等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件請求文書は「特定年度番号に関する報告書及び関係資料、折り曲げ試験方法及び装置、フーリエ変換赤外分光計及びX線回折各種試験方法結果、不良率の数字などの企業からの資料」である。機構の事故調査のために作成、取得した全ての法人文書は、案件ごとに1つのファイルに保存され、管理番号（年度番号）により区別されている。そのため、探索の範囲は、該当の管理番号を付して保存されている法人文書となる。

イ 原処分では、特定年度番号を管理番号として保存されている全ての文書を特定して開示決定等の対象としており（本件対象文書）、本件対象文書には次の法人文書が含まれている。

- ① 消費生活センター等の機関からの通知書（地方公共団体からの情報提供文書）
- ② 事故情報調査票（調査部署の作成文書）
- ③ 製造事業者又は輸入事業者からの報告書（製造事業者等からの情報提供文書）

ウ 該当の法人文書は、調査に係る文書であり、他の部署に保管されて

いることはなく、諮問に当たって再度確認したが、特定漏れはなかった。

エ 以上のことから、原処分における文書特定は妥当と考えるものである。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、機構において本件対象文書の外に本件請求文書の開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条2号イ該当性について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、法5条2号イに該当するとして不開示とした部分及び当該部分の同号イ該当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 法5条2号イに該当すると判断した部分は、①製造／輸入事業者の名称及び同事業者の特定を可能とする情報、②製品の電源コード及びプラグの適合性検査を実施した検査機関の名称並びに同機関の特定を可能とする情報並びにランプソケット及びクランプライトの試験を実施した試験実施機関の名称並びに同機関の特定を可能とする情報、③同一機種 of 断線件数、同種事故件数及び「R-M a p リスク領域」である。

(イ) 製造／輸入事業者の名称及び同事業者の特定を可能とする情報について

本件は、事故原因の特定ができなかった事案であるため、製造／輸入事業者に事故の責任があるかどうか不明である。

他方、製品の事故があれば、原因究明の結果にかかわらず、それは製品の欠陥によるものであり、製造／輸入事業者には責任があると誤解を招くことがあるため、製品に起因すると判断されない事故の場合、製造／輸入事業者の特定に繋がる情報は、不開示としている。

なお、同事業者の特定を可能とする情報の範囲には、その名称、連絡先、製品の型式、製品の外観写真、取扱説明書中の製品の外観図が該当するほか、その部品の表示（プラグ、電源コード、蛍光灯ランプ及びランプソケット）及び部品写真からも特定される可能性がある。また、電源コード及びプラグの適合性同等検査合格書に記載の住所、氏名及び合格書番号並びにランプソケット及びクランプライトの試験成績報告書に記載の識別番号及び型式名からも特定される可能性がある。

(ウ) 製品の電源コード及びプラグの適合性検査を実施した検査機関の名称並びに同機関の特定を可能とする情報並びにランプソケット及

びクランプライトの試験を実施した試験実施機関の名称並びに同機関の特定を可能とする情報について

本件は、事故原因の特定ができなかった事案であるため、製品の電源コード及びプラグの適合性検査を実施した検査機関並びにランプソケット及びクランプライトの試験を実施した試験実施機関に責任が及ぶかどうか不明である。

他方、製品の事故については、原因究明の結果にかかわらず、検査又は試験が適正なものでなかったために事故が生じたなどと誤解され、これら機関の正当な利益を害する事態にならないように、実施機関名及びその特定を可能とする情報は、不開示としている。

なお、同各機関の特定を可能とする情報の範囲には、実施機関の名称、住所、代表者名、電話番号等が該当するほか、文書の識別番号、合格書番号、試験担当者名及び承認者名並びに実施機関のロゴからも特定される可能性がある。

(エ) 同一機種の断線件数、同種事故件数及び「R－M a pリスク領域」について

同一機種の断線件数、同種事故件数は製造／輸入事業者から機構が聞き取りした情報であり、「R－M a pリスク領域」は、同事業者から提供された生産量や事故件数等の情報を基に、機構が製品の事故リスクを評価したものである。

これを開示すると、事故の発生頻度、危害の程度等を公にすることとなり、製造／輸入事業者の権利利益を侵害するおそれがあると考える。

また、このR－M a p分析の結果は、経済産業省に報告するが、国の判断指標の一つとして使われるものであって、調査結果としてこのまま公表されるものではない。

さらに、R－M a pリスク領域は、機構内部における検討に関する情報であることから、その基となる事故等の件数も含め、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれもある（法5条3号に該当）と考える。

イ 以下、検討する。

(ア) 「製造／輸入事業者の名称及び同事業者の特定を可能とする情報」及び「製品の電源コード及びプラグの適合性検査を実施した検査機関の名称並びに同機関の特定を可能とする情報並びにランプソケット及びクランプライトの試験を実施した試験実施機関の名称並びに同機関の特定を可能とする情報の記載された部分」について

当該部分については、これを公にすることにより、各事業者の権

利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする上記諮問庁の説明に特段不自然，不合理な点があるとはいえず，これを否定し難い。したがって，当該部分は法5条2号イに該当すると認められ，不開示としたことは妥当である。

(イ) 「同一機種の断線件数，同種事故件数及び「R-M a p リスク領域」」について

当該部分については，それ自体製造／輸入事業者等の特定や推測を可能とする情報を含んでおらず，また，本件の事案について事故情報データベースで公開されている情報，原処分において開示されている製造／輸入事業者から機構が聞き取りを行った情報の内容等を勘案すれば，上記(ア)の判断により当該事業者の名称及びその特定を可能とする情報を不開示とした上でなお，当該部分を公にすることが当該事業者の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するとすべき事情は認め難い。

したがって，当該部分(別紙に掲げる部分)は法5条2号イには該当せず，下記(2)のとおり同条3号にも該当しないので，開示すべきである。

(2) 法5条3号該当性について

ア 当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，法5条3号に該当するとして不開示とした部分及び当該部分の同号該当性について改めて確認させたところ，諮問庁は，以下のとおり説明する。

(ア) 法5条3号に該当すると判断した部分は，同一機種の断線件数，同種事故件数及び「R-M a p リスク領域」(いずれも，上記(1)ア(エ)で同条2号イに該当すると説明した部分と同一。)である。

(イ) 「機構における意思決定」とは，事業者が，推定される事故原因に基づいて行う製品事故の再発防止措置(市場措置を含む。)に対する機構の妥当性判断を指す。

事業者が行う再発防止措置の妥当性判断は，リスク評価によって得られたリスクの大きさ(R-M a p リスク領域)，事業者が行う措置の実効性，実施可能性等を加味して総合的に判断している。

「件数」は，リスク評価の際に利用する情報となる。リスク評価結果を次に示す理由によって不開示としていることから，「件数」についても不開示としている。

機構がリスク評価結果(R-M a p リスク領域)を非公開とする理由として，例えば，30年以上使用した扇風機の火災事故において，リスク評価の結果，許容できないリスク領域(A領域)と評価され，リコールが必要と判断される事案について，製品の製造後，

製品寿命を越える長期間（30年以上）を経過し、製品が市場に残存する台数が極めて少ないと考えられることから、事業者が製品のリコールは行わずに使用を中止するように呼びかける措置を採った場合など、機構では、リコール実施による費用対効果や使用中止の呼びかけの必要性等を総合的に判断した上で、実際に行われた措置がリスク評価結果と異なるものの妥当と判断した事例がある。

この事例のように、国民がリスク評価結果により必要と考えられる措置と実際に採られた措置との違いを知った際に、機構が事業者寄りの判断を行っているとの疑念を生じさせかねず、機構の中立性を損なうことが懸念される。

また、リコールが行われないことに対して国民の不安を煽り、国民に混乱を生じさせることが予想され、リスク評価結果の情報、ひいては件数は今回開示されている資料にも記載されている機構の判断結果に対して過程の情報であり、過程と結論という関係の上でレベルが異なるものという考えに基づき、機構ではリスク評価結果を非公開とし、市場措置に対する機構判断結果のみを公開することとしている。

イ 以下、検討する。

本件対象文書を見分すると、「同一機種 of 断線件数、同種事故件数及び「R-Map リスク領域」」（別紙に掲げる部分）の各情報については、いずれも原処分において開示されている部分の記載からある程度合理的に推測が可能な範囲のものであることが認められる。

さらに、本件の事案について事故情報データベースで公開されている情報を確認すると、「事故原因」欄には、発生した事象に関する一定の考察を付した上で原因の特定はできなかった旨記載されており、また、「再発防止措置」欄には、事業者は措置を採らなかった旨及びその理由並びに機構の今後の対応について、具体的に記載されていることが認められ、これらの内容に鑑みれば、本件対象文書の別紙に掲げる部分を公にすることが直ちにリコールが行われないことに対して国民の不安を煽り、国民に混乱を生じさせるおそれや、機構の判断への疑念から機構における意思決定の中立性を損なうおそれにつながるとは認め難い。

したがって、当該部分（別紙に掲げる部分）は法5条3号には該当せず、上記（1）イ（イ）のとおり同条2号イにも該当しないので、開示すべきである。

（3）法5条4号該当性について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、法5条4号に該当するとして不開示とした部分及び当該部分の同号該当性について改めて確

認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

法5条4号に該当すると判断した部分は、事故原因の調査に関わった特定消費生活センター及び機構の担当者の氏名、メールアドレス、電話番号等である。

これらの情報については、公にされることで、外部から当該担当者への問合せや来訪が頻発するおそれがあり、当該担当者がある対応に迫られ、業務の公正かつ能率的な遂行に支障を及ぼし、あるいは不当に阻害されるおそれがあるため、不開示としたものである。

イ 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを否定し難い。したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号及び4号に該当するとして不開示とした決定については、機構において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙に掲げる部分を除く部分は、同条2号イ及び4号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙に掲げる部分は、同条2号イ及び3号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（開示すべき部分）

同一機種の断線件数，同種事故件数及び「R-M a p リスク領域」